

低濃度PCB廃棄物処理支援事業について

令和8年5月28日

関東東北産業保安監督部東北支部

低濃度PCB廃棄物処理支援事業について

助成事業の概要

低濃度PCB 廃棄物を確実に適正に処理するため、中小企業者などの保管事業者の方々が保管する低濃度PCB 廃棄物の分析、収集・運搬、処分に要する費用の一部を助成します。

なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル**助成金交付決定通知書(第2号様式)発行日より以前**に分析(分析のための試料採取も含む)、収集・運搬、処分を**実施した場合は助成対象外**となります。

【助成金額】 中小企業等:助成対象経費の**2分の1** (その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)

※低濃度PCB : PCB 濃度が0.00005% (=0.5mg/kg) を超え0.5% (=5,000mg/kg) 以下のものを示します。

助成対象者

国内に助成対象物を所有する者であって、次に該当する方が助成金交付の対象となります。

(1) 中小企業者等

- ・ 会社(株式・有限・合資・合名・合同)
- ・ 個人事業主
- ・ 中小企業団体等
- ・ 法人(会社、中小企業団体等を除く)

(2) 個人

助成対象となる物

(1) 分析

- ・国内で所有している低濃度PCB を含有しているおそれのある電気機器※1

(2) 収集・運搬、処分

- ・低濃度PCB の含有が確認された絶縁油
- ・低濃度PCB 絶縁油が封入されたトランス、コンデンサー等の電気機器※2・3・4
- ・ドラム缶またはペール缶に封入された低濃度PCB 汚染物※5・6

※1 ただし、高濃度PCB を含むことが確実なもの並びに安定器を除きます。

※2 ただし、高濃度PCB を含むことが確実なもの並びに安定器を除く。PCB 濃度が0.00005% (=0.5mg/kg) を超え0.5% (=5,000mg/kg) 以下のPCB を含有する廃棄物となった、設備の電源系に使用された機器を示します。

※3 変圧器、コンデンサー、開閉器、遮断器、リアクトル等の電気機器については、分析の結果PCB 濃度が0.00005% (=0.5mg/kg) を超え0.5% (=5,000mg/kg) 以下のPCB を含有していることが既に判明しており、かつ、当該機器の交換工事が既に計画・確定されており、所定の期間内（※4）に収集・運搬（漏えい防止措置を含む）や処分に関する委託契約を締結できる準備が整っているものであれば、使用中のものであっても申請することができます。

※4 収集・運搬（漏えい防止措置を含む）や処分に関する委託契約を、交付申請（交付申請書類一式の提出日）から45～90 日以内に締結できるようあらかじめ調整しておくことが求められます。

※5 ウエス、塗膜くず、小型電気機器等を示します。

※6 PCB 濃度が0.00005% (=0.5mg/kg) を超え0.5% (=5,000mg/kg) 以下のものを示します。ただし塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性のPCB 汚染物については、10% (=100,000mg/kg) 以下のものが低濃度PCB 廃棄物に分類されております。

対象となる経費、限度額及び標準処分単価（助成金には限度額が設定されています。）

(1) 試料採取及び分析に要する経費

- ・電気機器から絶縁油を採取する経費及び絶縁油のPCB濃度を分析する経費

分析(試料採取費を含む)1検体	限度額
	10,000(円/検体)

注意：分析費用（試料採取費含む）が2以上ある場合は、それぞれ助成限度額を適用します。※消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。

(2) 収集・運搬(積込み・積下しを含む)に要する経費

- ・収集運搬事業者が実施した保管場所から処理施設までの収集運搬に係る費用の一部
- ・収集運搬に伴う積込みや積下し等及び運搬に必要な低濃度PCB廃棄物の修繕や補修の措置の費用

低濃度 PCB 廃棄物の種類	限度額
低濃度 PCB 含有電気機器 ^{※2・3}	192,500(円/台)
小型機器・その他（ドラム缶）	75,000(円/缶)
小型機器・その他（ペール缶）	73,500(円/缶)

注意：※ドラム缶・ペール缶の購入代金と助成金申請のための手続き代行費用については対象外となります。※消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。

対象となる経費、限度額及び標準処分単価（助成金には限度額が設定されています。）

(3) 漏えい防止処置に要する経費

漏えい防止措置	限度額
	50,000(円/台・式)

・漏えい防止措置が必要な低濃度PCB 廃棄物が2 つ以上ある場合は、それぞれ助成限度額を適用とします。

(4) 処分に要する経費

・下記標準処分単価からの算出額と申請者が申請してきた額のいずれか低い方を助成対象経費とします。

低濃度 PCB 廃棄物の種類	標準処分単価
低濃度 PCB 含有電気機器 ^{※1・2}	1,000(円/kg)
低濃度 PCB 含有廃油	200(円/kg)
その他汚染物 ^{※3・4}	900(円/kg)

注意：※消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。

※1 変圧器、コンデンサー、開閉器、遮断器、リアクトル等を示します。

※2 PCB 濃度が0.5mg/kg を超え、5,000mg/kg 以下のPCB を含有する廃棄物となった、設備の電源系に使用された機器を示します。

※3 ドラム缶またはペール缶に収納された汚染物。ウエス、塗膜くず等を示します。

※4 PCB 濃度が0.00005% (=0.5mg/kg) を超え0.5% (=5,000mg/kg) 以下のもの示します。ただし塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性のPCB 汚染物については、10% (=100,000mg/kg) 以下のものが低濃度PCB 廃棄物に分類されております。

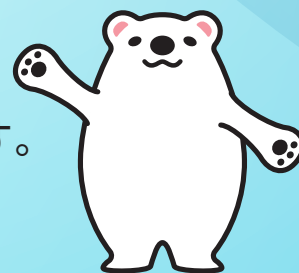
中小企業(個人事業主を含む)の 低濃度PCB廃棄物の 適正処理を支援します

申請受付中 (令和9年3月31日まで)

低濃度PCBに汚染された廃棄物は令和9年3月31日までに保管事業者で適正に**処理**されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国(環境省)は中小企業(個人事業主を含む。)に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。



詳細は裏面へ!

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL : 0120-427442

受付時間 月~金 10時~12時 / 13時~17時 (祝日年末年始を除く。)

mail:joseikin@sanpainet.or.jp

URL:https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

助成金申請について

申請書類は産業廃棄物処理事業振興財団のHPからダウンロードできます。HPの提出書類のページまたは「助成金交付申請の手引き」でご確認下さい。

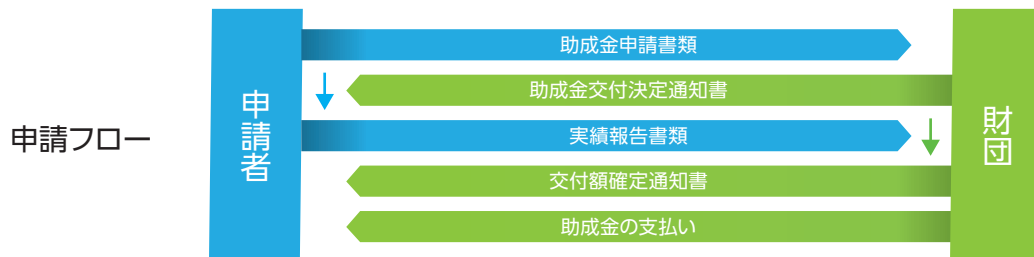
ご注意!

PCBの分析及び処理の実施は、交付決定通知書を受領した後に実施してください。
交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、助成金の交付はできません。

申請の際は、必ず『助成金交付申請の手引き』をご参照ください! URL:<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

申請書受付期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日 (ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止します。)



助成対象者

1. 中小企業者 ※1

・会社 (株式・有限・合資・合名・合同)

- 表1において主たる業種毎に定められるA又はBの基準を満たす会社 (ただし、1又は2者以上の大企業者 (中小企業者以外の会社) または自治体が保有する株式又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社 (みなし大企業者) は、大企業者として取り扱い、対象外となります。)
- みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※2がないこと
- 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※2がないこと

- 1 清算中又は特別清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となります。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。
- 2 完全支配関係とは発行済株式又は出資 (自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接または間接に保有する関係をいいます。

・個人事業主 下記の表において業種ごとに定められる従業員数 (B) の要件を満たす個人事業主

表1

主たる業種※3	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数※4
①製造業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧その他	3億円以下	300人以下

※3 業種は直近の決算書で最も売上の大きい部門により判断します。(例: 前期決算において製造部門よりもサービス部門の売上が大きい場合にはサービス業として判定します)

※4 常時使用する従業員の数は事業者としての全体の数字です。事業場 (支社、工場等) のものではありません。(例: 処理対象物を保管する工場の常時使用従業員数が基準の数以下であっても、本社及び他の工場等の従業員数の合計が基準の数を上回っていれば対象外となります)

・中小企業団体等 下記の表に定められる中小企業団体等

表2

中小企業団体の基準	
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体 (事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)	特別の法律によって設立された組合又はその連合会 (農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区等)

2. 法人 (会社、中小企業団体等を除く)

- 常時使用する従業員の数※4 が100人以下の法人
- 常時使用する従業員の数が、表1において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人※5。

※5 例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員の数が100人以下の法人が対象になります。

3. 個人

- 解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
- 何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- 破産者 (破産管財人)

分析費の助成について

●助成対象経費

低濃度PCBに汚染されているおそれのある電気機器（高濃度PCB及び安定器を除く。）に使用されている絶縁油が低濃度PCBであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析^{※6}に要する経費。

※6 告示で示された検定方法や環境省が監修するマニュアル・ガイドラインに基づくものに限る。
(消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。)

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額^{※7}。なお、1検体あたり10,000円を限度額とする。

※7 その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。

処理費の助成について

●助成対象経費

●収集・運搬（積込み・積下しを含む）に要する経費

●漏えい防止措置に要する経費

●処分に要する経費

(消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。)

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額^{※8}。

なお、「収集・運搬（積込み・積下しを含む）」に要する経費及び「漏えい防止措置に要する経費」の助成金は表3に掲げる額を限度額とし、「処分に要する経費」の助成金は、表4に掲げる標準処分単価により算出された額又は申請者が申請してきた額のいずれか低い方の額の2分の1の額を限度額とする。

※8 その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額

表3

種類	限度額	
収集・運搬（積込み・積下しを含む） ^{※9}	低濃度PCB汚染廃電気機器	192,500円/台
	小型機器・その他（ドラム缶）	75,000円/缶
	小型機器・その他（ペール缶）	73,500円/缶
漏えい防止措置 ^{※10}	50,000円/台・式	

※9 低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、その種類ごとの額を合計した額を助成限度額とする。

※10 漏えい防止措置が必要な低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。

表4

種類	標準処分単価
低濃度PCB汚染廃電気機器 ^{※11}	1,000円/kg
低濃度PCB含有廃油	200円/kg
その他汚染物 ^{※12}	900円/kg

※11 変圧器、コンデンサー、開閉器、遮断器、リアクトル等。

※12 ドラム缶又はペール缶に収納された汚染物。ウエス、塗膜くず等。

★PCB処理でお困りの方へ★

PCB廃棄物を処理したいが業者が決まらずお困りの方、運搬方法のご提案から処分先の選定まで、当協会が丁寧に対応いたします。お問い合わせは、下記の協会事務局又はお近くの会員企業へご連絡ください。

【問合せ先】 一般社団法人 日本PCB全量廃棄促進協会 (JPTA) Tel : 03-6206-9552

〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目11番6号喜助内神田ビル7階

FAX : 03-6206-0534 E-mail : info@pcb.or.jp HP : https://www.pcb.or.jp/



低濃度PCB廃棄物処理施設の一覧

(令和8年2月末現在)

処理の方法が「焼却」の施設を掲載しています。施設の最新情報や処理の方法が「焼却」以外の施設については、環境省HP「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」をご確認ください。

(<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

事業者名 問合せ先	設置場所	収集運搬の有無	廃棄物の種類 (微量 PCB 廃電気機器等・ 低濃度 PCB 含有廃棄物)				事業者名 問合せ先	設置場所	収集運搬の有無	廃棄物の種類 (微量 PCB 廃電気機器等・ 低濃度 PCB 含有廃棄物)			
			廃油	トランスコンデンサ等	その他汚染物	処理物				廃油	トランスコンデンサ等	その他汚染物	処理物
JX 金属苫小牧ケミカル株式会社 0144-56-0231	北海道		●	●	●	●	環境開発株式会社 076-244-3132	石川県	有	●		●	●
東京鐵鋼株式会社 0178-28-9191	青森県		●	●	●	●	株式会社太洋サービス 053-447-4640	静岡県	有	●	●	●	●
エコシステム小坂株式会社 03-6847-7011	秋田県	有			●	●	DINS 関西株式会社 072-243-6335	大阪府		●		●	●
エコシステム秋田株式会社 (受付) エコシステムジャパン(株) 東北営業部 0186-46-1500	秋田県		●	●	●	●	神戸環境クリエイト株式会社 078-651-5060	兵庫県		●		●	●
ユナイテッド計画株式会社 018-877-3027	秋田県	有	●	●	●	●	株式会社ジオレ・ジャパン 06-6411-3690	兵庫県		●			
株式会社クレハ環境 0246-63-1231	福島県	有	●	●	●	●	三光株式会社 0859-44-5367	鳥取県	有	●	●	●	●
日重環境株式会社 0277-73-0194	群馬県	有	●	●	●	●	株式会社富士クリーン 087-878-3111	香川県	有	●	●	●	●
群桐エコロ株式会社 0276-55-0500	群馬県	有	●	●	●	●	オオノ開発株式会社 089-976-1234	愛媛県	有	●	●	●	●
杉田建材株式会社 0436-96-1311	千葉県	有	●	●	●	●	光和精鋳株式会社 093-872-2100	福岡県		●	●	●	●
エコシステム千葉株式会社 (受付) エコシステムジャパン(株) 関東営業部 0438-60-7175	千葉県	有	●	●	●	●	三池製錬株式会社 0944-53-7262	福岡県				●	●
J&T 環境株式会社 045-505-7949	神奈川県		●		●	●	三重中央開発株式会社 0595-20-1631	三重県		●		●	●
株式会社富山環境整備 076-469-5356	富山県	有	●	●	●	●	エコシステム山陽株式会社 (受付) エコシステムジャパン(株) 西部営業部 0868-62-1341	岡山県		●	●	●	●

無害化処理認定施設

無害化処理認定施設

許可施設

●処理可能

★低濃度PCB廃棄物とは？

PCB 濃度が 0.5mg/kg (=ppm) を超え 5,000mg/kg (=0.5%) 以下の電気機器等（塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性の PCB 汚染物は 100,000mg/kg (=10%) 以下）が該当した廃棄物を指します。詳しくは環境省の低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイトに記載されていますので、ご確認ください
<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/about/basic.html>

